

第 7 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和4年3月10日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和4年3月10日(木曜日)

午前9時58分開議  
 午前10時42分休憩  
 午前10時44分開議  
 午前11時58分休憩  
 午後0時0分開議  
 午後0時19分閉会

本日の会議に付した事件

議案第40号 令和4年度熊本県一般会計予算

議案第44号 令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

議案第47号 令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

議案第73号 熊本県学校給食費等の管理に関する条例の制定について

議案第74号 熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 財産の減額貸付けについて

議案第78号 権利の放棄について

議案第80号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第19号)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

②熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

③スクール・ミッション(最終案)の策定について

④夜間中学(中学校夜間学級)設置に関する基本的な考え方について

令和3年度教育警察常任委員会における取組の成果について

出席委員(8人)

委員長 吉田孝平  
 副委員長 中村亮彦  
 委員 坂田孝志  
 委員 田代国広  
 委員 高木健次  
 委員 前田憲秀  
 委員 岩本浩治  
 委員 岩田智子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 古閑陽一  
 教育理事 野尾晴一郎  
 教育総務局長 西尾浩明  
 県立学校教育局長 岩本修一  
 市町村教育局長 古田亮  
 教育政策課長 井藤和哉  
 文化課長 宮崎公一  
 施設課長 東敬二  
 高校教育課長 重岡忠希  
 特別支援教育課長 牛野忠男  
 学校安全・安心推進課長 野崎康司  
 体育保健課長 平江公一  
 義務教育課長 竹中千尋  
 社会教育課長 須惠勝幸  
 人権同和教育課長 井上大介

警察本部

本部長 山口寛峰  
 警務部長 植田有佐  
 生活安全部長 山川潔

刑事部長 開 田 哲 生  
交通部長 平 木 敏 史  
警備部長 濱 田 聡 朗  
首席監察官 林 秀 典  
参事官兼警務課長 松 永 透  
理事官兼会計課長 田 中 弘 哉  
参事官  
兼生活安全企画課長 二子石 和 浩  
参事官兼地域課長 江 藤 真 吾  
参事官兼刑事企画課長 國 生 徹 哉  
参事官(組織犯罪対策) 松 見 恵一郎  
参事官兼交通企画課長 村 上 敏 幸  
参事官(運転免許) 金 子 慎 一  
参事官兼警備第一課長 荒 木 和 郎  
参事官兼総務課長 西 村 博  
理事官兼交通規制課長 内 田 義 朗  
参事官  
(災害・警備対策) 小 川 光一郎

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦  
政務調査課主幹 内 布 志保美

午前9時58分開議

○吉田孝平委員長 ただいまから、第7回教育警察常任委員会を開会いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、警察本部を前半に、教育委員会を後半に、入れ替えて審査を行うこととしました。

なお、委員会のインターネット中継のため、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いします。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、山口本部長。

○山口警察本部長 議案の説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

吉田委員長をはじめ委員の皆様には、この1年間、警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただき、誠にありがとうございました。引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回県警察から提案しております4件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まず、予算関係でございます。

議案第40号、令和4年度熊本県一般会計予算については、警察費及び災害復旧費で400億2,570万円余をお願いしております。

主な事業について御説明いたします。

まず、防犯カメラの設置による安全、安心の確保につきましては、誰もが安全で安心を感じられる空間を創出するため、熊本市中心部の繁華街及び熊本駅周辺における防犯カメラの整備を推進するものでございます。

次に、サイバー空間の脅威への対処能力の強化につきましては、デジタル社会の加速化に迅速かつ的確に対応するため、情報解析資機材の整備、人材の育成等を推進し、サイバー犯罪対策の強化を図るものでございます。

次に、通学路や歩行者に対する交通安全対策及び交通安全意識啓発事業につきましては、熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議及び通学路合同点検の内容を踏まえた交通信号機、道路標識・標示等の整備及び交通取締り等の交通事故防止対策と合わせた広報啓発活動を実施するものでござい

ます。

次に、条例関係でございます。

議案第74号、熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定については、成年年齢を引き下げる民法の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

このほか、その他の報告事項として、総務常任委員会で御審議いただいております熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についての2件を報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○吉田孝平委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○田中会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料、括弧の付託議案関係の資料でございます。これで説明させていただきます。

議案第40号、令和4年度熊本県一般会計予算についてでございます。

まず、9ページをおめくりください。すみません。

末尾の警察本部合計欄を御覧ください。

本年度の欄に記載しておりますとおり、警察本部合計は、400億2,572万9,000円となり、前年度と比較しますと、14億5,973万6,000円の増額、率にして3.8%の増となっております。

これは、道路交通法の改正に伴う運転免許管理システムなどの業務システムの改修に要する経費や上天草警察署庁舎の建て替え工事が本格化することなどに伴い、増額となったことが主な要因となっております。

恐れ入ります。それでは、1ページにお戻りいただきまして、当初予算の内容につきまして御説明いたします。

まず、上段の公安委員会費で1,133万2,000円を計上しておりますが、これは、公安委員の報酬や活動旅費などの運営費でございます。

次に、下段の警察本部費としまして308億5,810万1,000円を計上しておりますが、これは、職員の給与や業務管理など職員の設置に必要な経費でございます。

説明欄の主な項目について御説明いたします。

まず、1の職員給与費268億11万1,000円は、(1)の警察職員の給与費や(2)の機動隊員の時間外勤務手当でございます。

2の退職手当14億8,385万2,000円は、定年や自己都合などによる退職者による支給見込額でございます。

3の警察一般管理費として、21億2,849万8,000円をお願いしております。

(1)は、警察行政におけるデジタル化の推進や働きやすい職場環境の整備などによる行政サービスの向上のための諸対策に要する経費でございます。

(2)から(4)までについては、職員の赴任旅費や警察官の制服の整備等に要する経費でございます。

2ページをお願いいたします。

(5)から(7)までについては、訴訟対応や庁舎光熱水費等に要する経費、(8)から(11)までについては、職員の福利厚生、警察情報ネットワークの管理運営、警察音楽隊などの各種広報活動、行政文書の管理等に要する経費でございます。

4の児童手当4億4,564万円は、職員の中学生以下の子に対する支給見込額でございます。

次に、下段の装備費でございます。4億7,825万9,000円を計上しておりますが、

これは、装備資機材の整備や車両、船舶、ヘリコプター等の維持管理に要する経費でございます。

3ページをお願いいたします。

警察施設費でございます。

31億2,009万1,000円を計上しておりますが、これは、警察施設の整備や維持管理に必要な経費でございます。

説明欄1の警察施設維持費11億1,038万8,000円は、警察本部庁舎や警察署など警察施設の修繕、設備等の保守点検に要する経費でございます。

2の警察施設整備費として、20億970万3,000円をお願いしております。

(1)は、上天草警察署庁舎建て替えのための建設工事に要する経費であり、令和5年度の完成を目指して整備を行うものでございます。

(2)の花畑交番整備事業は、老築化の著しい現交番を現地建て替えにより整備するための拡張用地購入に要する経費でございます。

(3)は、交番及び駐在所の機能強化推進のための統廃合による整備やリフォーム改修等の長寿命化に要する経費でございます。

(4)は、運転免許センターの照明設備のLED化改修工事を、(5)は、警察施設の整備、改修等を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。

上段の運転免許費で12億709万1,000円を計上しております。

これは、運転免許業務に必要な経費でございます。

1の自動車運転免許費として、11億4,552万5,000円をお願いしておりますが、その内容は、(1)から(3)のとおり、運転免許関係事務委託、運転免許管理システムの維持管理、各種講話の業務委託に要する経費でございます。

次に、2の自動車運転免許試験費として、6,156万6,000円をお願いしており、これは、

運転免許試験実施に要する経費でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費で2,357万2,000円を計上しております。

これは、恩給法に基づき、昭和37年以前に退職した警察職員とその遺族に対して支給する恩給と扶助料でございます。

5ページをお願いいたします。

警察活動費でございます。

43億2,501万2,000円を計上しておりますが、これは、県警察各部門の活動諸費や交通安全施設の整備に必要な経費でございます。

説明欄1の一般警察運営費として、6億584万4,000円をお願いしており、その内容として、(1)は、犯罪被害者等を支援するための経費、(2)は、被留置者の食糧費など留置施設の運用に要する経費、(3)は、犯罪捜査など警察活動に必要な旅費、車両等備品整備費に要する経費、(4)は、柔道、剣道訓練など職員の能力向上に要する経費、(5)は、警察活動の現場における感染予防措置のために必要な資機材整備に要する経費でございます。

6ページをお願いいたします。

2の総合治安対策費として、1億6,689万円をお願いしております。

その内容としまして、(1)は、熊本市中心繁華街等における防犯カメラの整備等を行うための経費で、熊本駅周辺における防犯カメラの整備を推進し、より安全、安心な熊本の実現と犯罪組織の取締り等に取り組んでまいります。

(2)は、電話で「お金」詐欺等の根絶に向けた被害防止活動に要する経費で、新たにテレビCMを活用した被害防止などに取り組んでまいります。

(3)は、荒尾・玉名地域をモデル地区として、高齢者から子供までみんなが安心して暮らせる生活空間を実現するため、引き続き各種施策に取り組んでまいります。

(4)は、警察官OBを活用し、引き続き豪雨災害の被災者に寄り添った安全と安心の確保に取り組んでまいります。

(5)は、外国人犯罪の取締りや来日外国人の安全対策に要する経費でございます。

(6)は、高齢者や子供を犯罪や交通事故などの被害から守るために、通称県警ひまわり隊を結成して、戸別訪問や子供見守り活動、防犯、交通安全講話などを行う事業に要する経費でございます。

(7)は、大規模災害等緊急事態の発生に備えた装備資機材の整備などに要する経費でございます。

7ページをお願いいたします。

3の生活安全警察運営費として、6,886万8,000円をお願いしております。

(1)は、サイバー犯罪の被害防止や検挙に向けた捜査資機材の整備や捜査員の能力向上などに要する経費、(2)は、ストーカー行為やDV等の被害者の安全確保やストーカー行為等をした者を更生させるためのカウンセリングなどに要する経費、(3)から(5)までは、防犯ボランティア団体等の活動支援、生活安全警察に係る許可等事務の業務委託、産業廃棄物の不法投棄など環境事犯対策に要する経費でございます。

4の地域警察運営費として、3億2,861万1,000円をお願いしております。

(1)は、駐在所協力家族への報償費や山岳救助用装備資機材の整備などに要する経費、(2)は、110番センターの運用に要する経費でございます。

8ページをお願いいたします。

5の刑事警察運営費として、4億4,760万6,000円をお願いしております。

(1)は、重要凶悪事件などの捜査活動、暴力団の壊滅に向けた検挙活動等に要する経費、(2)は、取調べや犯罪捜査の適正化対策等に要する経費、(3)は、犯罪鑑識に必要な資機材、システムの整備や維持管理に要する

経費、(4)は、科学捜査研究所において使用する鑑定用資機材の維持管理に要する経費でございます。

6の交通警察運営費として、12億5,181万円をお願いしております。

(1)は、熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議に基づき、交通安全意識のさらなる醸成を推進するため、関係機関と連携して各種施策を推進してまいります。

(2)は、交通安全教育、交通指導取締りなどに要する経費や信号機の電気料、制御回線使用料など円滑な交通規制の運用に要する経費、(3)は、交通警察に係る許可等事務の業務委託などに要する経費でございます。

7の交通安全施設費で14億5,538万3,000円をお願いしております。

熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議や千葉県八街市における交通事故を契機とする通学路合同点検を踏まえた交通安全施設の整備を推進し、安全で円滑な交通環境を確立するため、道路の新設や通学路対策などに必要な信号機の新設、改良、道路標識の更新や道路標示の補修、老築化した信号柱の更新などの整備を進めることとしてまいります。

以上、警察費として、合計400億2,345万8,000円をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

災害復旧費でございます。

警察施設災害復旧費で227万1,000円をお願いしております。

これは、令和2年7月豪雨で被災した八代警察署坂本駐在所の本格復旧までの間に使用するプレハブのリースに要する経費でございます。

予算関係は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○二子石生活安全企画課長 生活安全企画課でございます。

議案第74号、熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

説明資料は、同じ資料でございまして、11ページ、12ページ及び13ページでありますので、御覧いただきたいと思っております。

本条例は、清浄な風俗環境の保持及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗案内業に関して規制をするものであります。

今回の改正は、令和4年4月1日に施行されます成年年齢を20歳から18歳に引き下げられることを内容とする民法の一部を改正する法律に伴うものであります。

本条例では、風俗案内業を行おうとする者は、公安委員会に届出をしなければなりません。欠格事由に該当する者は、風俗案内業を行ってはならないとされております。

欠格事由の一つに未成年者が規定されておりますが、未成年者の欠格事由の適用除外としまして、18歳未満の者でない未成年者で、風俗案内業に関し、成年者と同一の行為能力を有する者が規定されております。

今回の民法の一部を改正する法律の施行によりまして、18歳未満の者でない未成年者が存在しなくなるため、その除外規定を削除するものでございます。

なお、今回の条例の改正は、成年年齢を引き下げることとする民法が施行されることに伴うものでありますので、熊本県警察に裁量の余地はなく、県政に係る意見提出手続の除外規定に該当するため、パブリックコメント手続は実施いたしません。

御審議のほどよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思っております。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当

課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

7ページ、サイバー犯罪対策の推進についてお尋ねをしたいんですが、これまでも委員会でも何回か触れたんですけども、もう少し内容といいますか、この3,400万余の内容を具体的に御説明いただきたいと思っております。

○田中会計課長 質疑について回答いたします。

まず、大きく2点ございます。1点目が、捜査用資機材の整備に要するもの、これは、いわゆる解析に要するパソコン、これのリースですとか、あるいは警察内部の情報を共有するためのネットワークシステムの更新など、これらの資機材整備、これに2,800万ほどを要しております。

それから、大きい柱の2つ目ですが、捜査員の能力向上に要する経費でございます。

これは、民間事業が有します技術、これを使用して、実践的な研修を職員に受けさせることによってサイバー犯罪捜査に必要な能力を向上させるということで、およそこれに600万ほどを計上しております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

この予算が多い少ないというのは、私もまだちょっと判断はしかねるんですけども、サイバー犯罪に対する人員は、本県警の職員の皆さんは優れているというお話を聞いてお

ります。

それで、これまでもこのサイバー犯罪対策というのはずっと取り組んでおられると思うんですけども、これまでの成果、それとこの予算に対して期待される効果みたいなのは何かお示しできますでしょうか。

○二子石生活安全企画課長 生活安全企画課から御説明いたします。

まず、サイバー犯罪の検挙状況について説明させていただきたいと思います。

令和3年中の県下の検挙件数は245件、これは、前年と比べますと24件増加というふうになっております。

この検挙の主な罪種でございますけれども、不正アクセス禁止法違反、また、コンピューター、電磁的記録対象犯罪、その他としましてネットワーク利用の犯罪でございます。この中には、詐欺、児童買春、児童ポルノ、著作権法違反などが含まれております。

サイバー空間につきましては、もう今や決済などが普通に行われております。実空間と何の変わりのない空間になっておりますので、そのため県民がサイバー空間においても安全、安心を実感できますようサイバー犯罪取締りをやっているところなんですけれども、加えて民間事業者や学校などと連携したサイバーセキュリティなどに関する取組、そして部内の人的基盤の強化について取り組んでいるところでございますけれども、この特に部内における人的基盤、これにつきましては、J C 3というのがございまして、これは国の産学官連携の修学機関であります日本サイバー犯罪対策センターのことを申します。そちらのほうに捜査員1名を研修させるなど、さらに人的基盤を強化しまして、いろんなサイバー犯罪に対処していきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

今アクセス違反、コンピューター詐欺、様々対応していただいているということなんですけれども、最近、特に小さい事案かもしれないんですけども、ネットの詐欺まがいというのは、私にも毎日来ます。宅配便を装った、もういかにも——もちろん、皆さん御存じだと思っておりますけれども、宅配便を装ったメール、それと国際的ないわゆる通販サイトのメール、毎日来ます。ひどいときには1日3通ぐらい来ます。

最近、私の義理の父にも、普通のガラケーなんですけれども、ショートメールで来ました。いわゆる番号が何らかの形であれなのかもしれないんですけども、それを見てみると、電話があったので分かったんですけども、更新の手続が迫っておりますか何か、もっともらしいメッセージなんですよね。

これは、恐らくこれからもたちごっこになるんじゃないかと思うので、先月だったんですか、流し目の杉良太郎さんが来られて、お金というキーワードが出たら、たしか詐欺だと何か言われてましたですよね。そういうアピールを今もやっているといると思うんですけども、とにかくメールが来て、もっともらしいメールであっても、まずは疑えという発信は、これまで以上にやっていただきたいなという思いがあります。

一般質問でも、たしか警察本部長の答弁で億単位の被害も出ていると聞きましたので、本当にけしからぬ話ですけども、特に高齢者が——今ネット環境は、誰でもDX、DXと叫んで、必ずスマホも持つ、携帯も持つ時代なので、そこは本当にたちごっこかもしれないんですけども、ぜひそのアピール、とにかくまずは疑ってくださいと。

一時期は、オレオレ詐欺で電話がかかってきたらみたいな話があったんですけども、今はもっと巧みに高度化、そしてもう何が間違いなのかと、マークまでもそのままの



で、そこの取締りも強化してほしいぐらいなんですけれども、それを本当に感じるところなので、ぜひそういうアピールも行っていただければというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

○坂田孝志委員 ちょっとお尋ねしますが、8ページ、交通安全施設費の14億。

議会の決議とかの中で予算が増額されたものであろうかと思っていますが、前年対比ではどのくらいになっておりますか。

○内田交通規制課長 交通規制課でございます。

交通安全の施設整備事業につきましては、前年比で4.1%を要求しているところでございます。

以上です。

○坂田孝志委員 4.1というのは大したことかな。1割も増えとらぬですたいな。全体では60億ぐらいあったと思ったけどな。土木のほうでの歩道とかなんともかもあるかと思いますが、信号機、非常に要望は多いですよ。4.1増えて、どれだけ要望に対してカバーできる予定ですか。

○内田交通規制課長 交通規制課です。

信号機につきましては、信号機予算だけに特化したしますと、8,000万の増額を要求しておりますので、この中で新設要望のあります箇所を点検いたしまして、可能な限り、条件に達しているところに関しましては、整備を進めていく予定としております。

○坂田孝志委員 それで、要望してある分のどれだけカバーできそうですかと。

○内田交通規制課長 昨年の要望件数が約65件でございました。この中から、現在設置可

能な場所を精査いたしまして、はっきりとした数はあれですが、10数か所ということをご予定しております。

○坂田孝志委員 まだまだ足りないと思いますし、恐らくこういうのは集中してやっぱりやりませんかですね。交通安全のためだから。まあ、単年度じゃなかなか無理でしょうから、2か年、3か年集中してやっぱり予算確保に、今そういう機運が盛り上がっていますからですね。もうちょっと1割ていawanあるとだろろうかと思ったら、少し心もとなかったかと思って。もう少しそれは遠慮せずに手を挙げてよかばいた、そぎゃんとは。

○内田交通規制課長 ありがとうございます。

○坂田孝志委員 そぎゃん思いましてね、希望があっている信号設置等々、なるべく早くそれに沿えるように、今後も取り組んでいただきたいと思います。

以上でございます。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○田代国広委員 2ページの装備費の大幅な前年対比減額となっておりますが、その理由が1つと、6ページのくまもとを支える安全安心の確保の中で、防犯カメラについてのお話があつておつたようでございますが、今防犯カメラの果たす役割は極めて大きいような気がいたしております。いろんな犯罪で逮捕された場合、防犯カメラに写ってあるのが要因で事件の解決につながるというふうなケースが非常に多いようでございまして、そういった視点から考えますと、防犯カメラの設置は極めて大事な施策の一つだと思っております。

と同時に、この防犯カメラは、警察も設置

する場合がありますと思いますが、ほかの自治体あたりも、この防犯カメラの設置について、今前向きと申しますか、実施されておるようでございますけれども、その辺のすみ分けはどうなっておるんですか。例えば、警察がつける防犯カメラの理由と申しますか、あとは自治体の判断で設置する理由、この辺のすみ分けは何か基準はあるんですか。

○田中会計課長 まず、私のほうから、田代委員の1つ目の質問、2ページの装備費の減額について説明させていただきます。

これは、2ページの説明資料の(3)ヘリコプター維持管理費とございますが、これとも関連しまして、ヘリテレという、ヘリコプターから動画を撮影して伝送できるシステムがございますが、この工事を令和3年度実施しました関係で、その分増額、その工事が本年度終わりましたので、その分が減額になっております。

以上です。

○二子石生活安全企画課長 生活安全企画課です。

自治体における防犯カメラと警察の防犯カメラのすみ分けでございますけれども、目的は、その地域の安全、安心の確保ということで、自治体も警察も設置しているところというふうに認識しております。

今回、警察で今年度から防犯カメラの運用を行っているところでございますけれども、特に県民のプライバシーに対する配慮を確保した適正な管理及び運用を行うため、熊本県の公安委員会規則が制定されております。これに基づきまして、各規程を作成いたしまして、適正な管理及び運用を行っております。また、自治体が管理するところは、それに伴うところの規程もあるかというふうに考えているところであります。

ですから、先ほど委員のほうからも、防犯

カメラにつきまして、犯罪の検挙にもつながっているというところでございますので、そういった事案が発生した際は、自治体のほうに対しまして協力を依頼しているというところでございます。

以上です。

○田代国広委員 実は、私、個人的に防犯カメラの設置を考えているんですけれども、それについて何か問題と申しますか、クリアしなければならない法的なものがあるのでしょうか。自由ですか、これは。個人でつける場合、何か法的にクリアしなければならないものがあるかどうかですけれども。

○山川生活安全部長 生活安全部から回答いたします。

個人で仮に玄関先、車庫等につけられる場合、近隣の方の出入口の状況、これには配慮する必要があるかと思っております。一般道、いわゆる自分の玄関先から公道だけを撮る分については、これは公道ですので大丈夫かなと思っておりますけれども、これが他人の玄関口にわたりますと、プライバシーの問題もございまして、配慮する余地があるかというふうに考えます。

以上でございます。

○岩田智子委員 7ページの、先ほどサイバー犯罪の件がありましたけれども、2番目のストーカー、DV等の対策推進に関してなんですけれども、新聞にも載ってましたけど、少しDVとかストーカーが増えている現状があつて、大変じゃないかなと思っておりますが、予算的にはそう多くないので、これでいいのだろうかということと、その中身をもう少し詳しく、これに幾らみたいなのが分かればお願いします。

○田中会計課長 岩田委員御指摘の予算の額

につきましては、これまでの熊本県での発生状況、県警の認知状況、これを勘案しましたところで、警察としましては妥当なところと考えております。

それから、この説明資料の中身の詳細についてですが、まず、被害者の安全確保、検挙等、これは、例えば被害者宅、相談のあった方に防犯カメラ、これを設置する、その委託費ですとか、あるいはストーカー、DVの被害に遭われた方に対する法的な内容も含めましたリーフレット、いわゆる説明書、これの作成、配付、あるいはストーカー、先ほど説明いたしましたストーカー行為者に対する精神的医学あるいは心理学的なアプローチ面からのカウンセリング、これに要する経費等々になっております。

以上です。

○岩田智子委員 警察にはいろいろ御相談があつて、助かったという方のお話もいろいろ聞いているので——ないのが本当に一番いいんだと思いますけれども、これまでのいろんなことを勘案して妥当な予算だということで、加害者のほうも、ちゃんとカウンセリングを受けて更生というかな、何かうまくいくようにしていただければと思います。

ちょっと増えているのがとても心配なので、コロナ禍というところの何かいろんな問題もあるのかとも思いますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 5ページでございます。

大変警察職員の方々には治安維持のために御尽力いただいております、感謝申し上げます。私、5ページの留置管理費の中に被留置者の食糧費とあるわけですが、被留置者、これは何らかの関係で留置されるわけ

ですから、食糧まで要らないかなど。そういうのはどうも私は分からないんですが……（発言する者あり）それは、後で徴収とかですね。それよりも、私は、警察職員の備品、装備に使ったほうがいいんじゃないかなというのが私の正直なところなんです。まあ、そういうのをちょっと感じまして。

それと、阿蘇署も出来上がって、視察に行きましたが、大変留置のところもすばらしい。人権へ配慮しているというのは分かるんですけれども、やっぱりあんまり、犯罪を犯すような、また、留置されるような人に、これを言うちゃいかぬのでしょうか、プライバシーをあまりにも考え過ぎじゃないかなというのがちょっと私引っかかる場所なんです

よ。まあ、そういう部分で、留置食糧費5,000万近く組んでいますので、お聞きしたいなと思って。

○林首席監察官 警察のほうでは、犯罪捜査の必要から、被疑者、容疑者となった方々を一時的に警察の留置施設に収容し、取調べ等必要な捜査をする必要があるために、刑事施設法ですとか関係規定に基づいて留置業務を行わせていただいているところでございます。

この留置業務につきましては、いまだ正式裁判が行われる前の段階から留置するような場面でございますので、人権には十分配慮した上、被留置者の処遇にも十分配慮する必要がありますと考えております。

そのような観点から、被留置者の食糧費につきましては、1食当たりの予算額についても、全国的な統一が図られた中で行わせていただいているものでございますので、どうか警察の留置業務に御理解をいただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○岩本浩治委員 十分分かります。十分分かりますけれども、やはり、後でも飯代を、飯代というか、食糧費、本人たちも出せというような、これは当然じゃないかと思うんですけどね。

まあ、国がそういう決めているなら仕方ないんですけれども、ちょっとそういう面ではあまりにも留置される方々は、減ればいいんですけれども、ずっと増えていくというのがどうも——。そしてまた、それを税金で賄うと。やはり食費ですから、後で徴収とかできないものかなというふうに思った次第です。

分かりました。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○高木健次委員 3ページなんですけれども、花畑交番整備事業ということで予算を計上されておりますが、建て替えに伴う経費だろうと思えますけれども、交番用地の購入も含めて、これからのスケジュールとか、この概要をちょっと説明していただけるならばと思えます。

○田中会計課長 会計課でございます。

高木委員御指摘について回答いたします。

花畑交番整備事業の今後のスケジュールにつきましては、まず、令和4年度、今回要求をお願いしておりますとおり、拡大用地を購入いたします。令和5年度に設計委託をいたしまして、実際には令和6年度、7年度、この2か年にわたって建設工事を行いまして、7年度までの完成を見込んでおります。

以上でございます。

○高木健次委員 大体これから3～4年の計画ということであると思えますけれども、非常にあのかわいいは犯罪等も多くなっているんじゃないのかなという感じがしますので、できるだけ早くこれはやっぱり完成させてい

ただきたいというふうに思っております。

ただ、面積が、用地が、ちょっと今の現状で少ないわけですね。用地の拡張ということもあると思いますが、あの周辺の拡張なんですかね、続き地の。その辺はいかがですか。

○田中会計課長 花畑交番付近の地理、御存じと思われませんが、現在の交番のいわゆる裏手、公園の部分になりますが、ここの部分を拡張して購入いたします。

参考まで、現在の敷地の広さが約114平米ですが、これプラス161平米を拡大いたします。

以上でございます。

○高木健次委員 約倍の面積になるということなんですけれども、非常に今、先ほど申し上げたとおり、犯罪の抑止とかというのに大きな効果を発揮するというふうに思いますので、なるだけ早く整備してほしいというふうに思います。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。  
——なければ、これで警察本部に係る質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えのため、ここで5分間休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時44分開議

○吉田孝平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、付託議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔に行ってください。

それでは、教育長から総括説明を、続いて

担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、古閑教育長。

○古閑教育長 吉田委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、この1年間、教育行政全般にわたりまして、熱心に御指導、御助言をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、今回提案しております教育委員会関係の後議議案の概要について御説明をいたします。

まず、令和4年度当初予算ですが、一般会計及び特別会計合わせて、教育委員会総額で1,251億4,321万円余をお願いしております。

令和4年度は、第3期教育プランに基づき、子供たちの夢を実現する教育を推進するため、安全、安心な学校づくり、学力の向上、魅力ある県立高校づくりなどに重点的に取り組むとともに、熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興、新型コロナウイルス感染症への対応を進めてまいります。

主な事業としましては、まずはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用や県立学校における空調関係経費の公費負担への移行に向けた空調未設置校への空調整備など、誰もが通いたい安全、安心な学校づくりを目指します。

次に、学力向上や学級経営に向けたアドバイザーの派遣、教員の指導力向上を学校現場でリードするスーパーティーチャーの増員、夜間中学の新設準備など、夢の実現に向けた、誰一人取り残さない学びの推進に取り組めます。

次に、入学希望者の増加等に向けた県立高校の魅力化、特色化の推進、高森高校漫画関連学科の設置に伴う実習室等の整備など、みんなから選ばれる魅力ある県立学校づくりに取り組めます。

また、令和2年7月豪雨により通学困難と

なった生徒の通学支援や被災した文化財の復旧、ICT企業と連携した教職員、生徒向けの研修の充実など、一日も早い復旧と創造的復興に取り組みます。

さらに、新型コロナを踏まえた対応として、教員の業務増加に対応するために、教員業務支援員の配置や教職員のICT活用指導力向上及び情報モラル等の研修の実施、過密乗車を避けるための特別支援学校通学バスの増便などを行います。

このほか、債務負担行為、54億4,172万円余の設定についてもお願いしております。

次に、条例等議案関係ですが、熊本県学校給食費等の管理に関する条例の制定について外2件について提案しております。

なお、今回、令和3年度2月補正予算の追号として、クラスター発生防止のための小学校の教職員等に対する抗原検査に要する経費1億8,292万円余の増額補正等もお願いしております。

最後に、その他報告事項としまして、2件御報告をさせていただきます。

以上が今議会に提案申し上げております後議議案等の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田孝平委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の説明資料、括弧書きで「令和4年度当初予算等」と記載してある資料を御覧ください。

教育委員会の令和4年度当初予算について、各課から主な事業と新規事業を中心に説明させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、教育政策課の事業について御説明します。

説明資料の2ページをお願いいたします。

2ページ1段目の教育委員会費ですが、974万9,000円を計上しております。

右側の説明欄1の(1)教育委員会委員報酬等は、教育委員5人の報酬に要する経費でございます。

次に、2段目の事務局費ですが、10億7,807万3,000円を計上しております。

右側の説明欄1、事務局運営費等の(2)熊本県教育情報化推進事業は、県立学校の教育用パソコン等のリースやネットワークの保守管理等に要する経費でございます。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応として、教員のICT活用スキル、児童生徒の情報モラル向上のための研修費用や、令和2年7月豪雨対応として、球磨川流域においてICT教育をより推進していくための取組に要する経費を計上しております。

次に、3段目の教職員人事費ですが、2億3,107万4,000円を計上しております。

右側の説明欄1の(1)教職員住宅建設償還金及び財産処分費は、教職員住宅建設償還金及び廃止住宅の処分に要する経費でございます。

3ページをお願いします。

2段目の教育センター費ですが、8,386万5,000円を計上しております。

右側の説明欄1の(1)管理運営費は、教育センターの維持管理及び運営に要する経費でございます。

また、3、研修事業費の(2)及び(3)の初任者研修は、県立学校及び小中学校の初任者を対象とした研修に要する経費でございます。

なお、この教育センター費につきましては、前年度と比較して8,816万円減となっております。

これは、初任者の代替として授業を行う非常勤講師の人件費等について、令和4年度か

ら学校人事課の事業に計上することによる減でございます。

4ページをお願いします。

恩給及び退職年金費ですが、5,568万円を計上しております。

右側の説明欄1の(1)恩給及び退職年金費は、共済制度発足以前に退職した教育職員本人に対する恩給及び遺族に対する扶助料でございます。

以上、総額14億5,844万1,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西尾教育総務局長 教育総務局長でございます。

本日、学校人事課長が欠席となりましたので、代わって御説明させていただきます。

各事業の説明に先立ちまして、今回計上しております教職員の給与費につきましては、各課に共通する事項ですので、一括して学校人事課の例で御説明させていただきます。

それでは、説明資料の5ページをお願いいたします。

1段目の事務局費の右側、説明欄を御覧ください。

1、職員給与費につきましては、職員の給与について、令和4年1月1日現在の職員に係る給与費から定年等の退職者分を除き、新規採用者や再任用者等の見込額を加えたものでございます。

以下、学校人事課の教職員給与費及び文化課、施設課、体育保健課、社会教育課の職員給与費につきましても同様ですので、当課及び各課からの詳細の説明は省略させていただきます。

それでは、学校人事課の各事業について御説明いたします。

1段目の事務局費ですが、事務局職員に係る給与費及び退職手当等として、16億2,216万円を計上しております。

次に、2段目の教職員人事費ですが、138億9,866万円を計上しております。

右側の説明欄を御覧ください。

主なものとして、1、退職手当、2、児童手当のほか、3、管理運営費となっております。

このうち、3、管理運営費の(1)管理事務費に、新たに県立学校の学校給食費の公会計化等に要する経費を計上しております。

6ページをお願いいたします。

1段目の右側、説明欄の(5)教育サポート事業に、新型コロナウイルス感染症対策により業務が増加した教員等を支援するため、小中学校に教員業務支援員を配置するための経費を計上しております。

(6)就学支援金交付等事業は、公立高等学校の高校生に係る就学支援金の支給及び授業料の徴収に要する経費でございます。

また、(7)教員の指導力向上事業は、教員の人材育成や指導力向上を図ることを目的とした県立学校及び小中学校のスーパーティーチャーの配置に伴う旅費や代替の非常勤講師に要する経費でございます。

2段目の教職員費ですが、小学校分として、366億7,999万6,000円を計上しております。

7ページをお願いいたします。

1段目の教職員費ですが、中学校分として、212億1,396万8,000円を計上しております。

小学校、中学校、いずれも教職員の給与費及び旅費でございます。

2段目の教育振興費ですが、県立中学校3校の運営費として、2,681万6,000円を計上しております。

次に、3段目の高等学校総務費ですが、高等学校教職員の給与費及び学校運営として、242億8,620万3,000円を計上しております。

4段目の全日制高等学校管理費ですが、14億2,607万3,000円を計上しております。

8ページをお願いいたします。

1段目の定時制高等学校管理費ですが、2,421万5,000円を計上しております。

2段目の通信教育費ですが、497万8,000円を計上しております。

いずれも高等学校の運営費及び教職員の旅費でございます。

3段目の特別支援学校費ですが、特別支援学校教職員の給与費、学校運営費及び就学奨励費として、109億6,198万7,000円を計上しております。

右側、説明欄の2、学校運営費の(4)特別支援学校通学バス感染症対策事業は、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症対策を継続し、特別支援学校の通学バスの過密乗車を避けるために増便するための経費でございます。

以上、総額1,101億4,505万6,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宮崎文化課長 文化課でございます。

説明資料の9ページをお願いします。

文化費ですが、4億4,009万8,000円を計上しております。

右側の説明欄2、文化振興費の(2)美術館分館管理運営費は、美術館分館の指定管理に要する経費でございます。

次に、4、文化財保存管理費の(1)文化財保存事業は、国・県指定文化財の保存整備を行う市町村等に対する助成でございます。

次に、(3)被災文化財保存復旧支援事業は、熊本地震及び7月豪雨で被災した未指定歴史的建造物の復旧に係る民間所有者支援に要する経費でございます。

10ページ、1段目をお願いいたします。

右側、説明欄の(4)装飾古墳館関係経費は、装飾古墳館の管理運営及び企画展開催等に要する経費でございます。

次に、(6)鞠智城関係経費は、鞠智城跡の

管理運営及び国特別史跡指定に向けた取組に要する経費でございます。

2段目の美術館費ですが、2億8,922万円を計上しております。

右側の説明欄2(1)管理運営費は、美術館本館の管理運営に要する経費でございます。

次に、4の(1)展覧会事業費は、美術館主催及び共催の展覧会の開催に要する経費でございます。

次に、11ページ、1段目をお願いします。

右側の説明欄5、美術館施設整備費の(1)県立美術館本館改修整備事業は、美術館本館の保全計画に基づくエレベーター更新等の工事設計に要する経費でございます。

次に、6、永青文庫推進事業費の(1)細川コレクション永青文庫推進事業は、永青文庫所蔵美術品の常設展示及び展示する美術品等の調査研究に要する経費でございます。

2段目の教育施設災害復旧費ですが、3億5,908万4,000円を計上しております。

右側の説明欄1、社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業及び(2)文化財災害復旧事業(令和2年7月豪雨)は、熊本地震及び7月豪雨で被災した国・県指定文化財の復旧に要する経費でございます。

次に、(3)鞠智城跡災害復旧事業は、令和2年7月豪雨で被災した鞠智城内ののり面の復旧に要する経費でございます。

以上、総額10億8,840万2,000円を計上しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○東施設課長 施設課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

2段目の全日制高等学校管理費ですが、1億7,164万円を計上しております。

右側の説明欄1の(1)高等学校施設維持管理費は、県立高等学校施設設備の法定検査など、維持管理に要する経費を計上するものでございます。

次に、3段目の学校建設費ですが、29億8,412万9,000円を計上しております。

説明欄1の(1)校舎新・増改築事業(単県)は、熊本工業高校実習棟改築の第3期工事に要する経費を計上するものでございます。

(2)県立高等学校施設整備事業は、小川工業高校実習棟改築工事ほか35件に要する経費及び県立高校における空調関係経費の公費負担への移行に向け、阿蘇中央高校ほか未設置2校への空調整備に要する経費を計上するものでございます。

13ページをお願いします。

1段目の特別支援学校費ですが、20億831万8,000円を計上しております。

説明欄1の(2)特別支援学校施設整備事業は、菊池支援学校中学部棟トイレ改修工事ほか9件に要する経費を計上するものでございます。

(3)特別支援教育環境整備事業は、球磨支援学校移転整備工事ほか3件に要する経費を計上するものでございます。

以上、総額51億6,806万8,000円を計上しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○重岡高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の14ページ、1段目をお願いします。

事務局費ですが、7,239万8,000円を計上しております。

右側の説明欄1、事務局運営費等の(2)県立高校魅力化きらめきプランですが、これは、各学校のスクール・ミッション等を具現化するため、新たに県独自の研究指定校を設定して具体的に支援するなど、県立高校の学びの特色化、魅力化の推進等に要する経費を計上するものでございます。

次に、2段目の教育指導費ですが、7億529万9,000円を計上しております。



右側の説明欄1、指導行政事務費の(3)高等学校等通学支援事業(7月豪雨対応分)ですが、これは、令和2年7月豪雨により通学困難となった生徒の通学支援に要する経費でございます。

次に、2、学校教育指導費の(2)高校生キャリアサポート事業ですが、これは、高校生の就職のための求人開拓や就職相談を行うキャリアサポーター等の配置に要する経費でございます。

15ページをお願いします。

1段目の右側の説明欄(5)創造的教育方法実践プログラム事業ですが、これは、令和4年度から国が新たに取り組む事業を活用する新規事業で、ICT等を活用した先端的な学びに関する教育方法の開発に要する経費でございます。

4段目の教育振興費ですが、9億459万4,000円を計上しております。

右側の説明欄2、定時制通信制修学奨励事業費の(1)定通教育修学奨励事業ですが、これは、県立高校定時制及び通信制課程の生徒への修学奨励資金の貸与等に要する経費でございます。

16ページをお願いします。

1段目の右側の説明欄4、高等学校等進学奨励費の(1)奨学のための給付金事業ですが、これは、経済的理由により就学困難な公立高等学校の高校生に対する給付金の支給に要する経費でございます。

2段目の学校建設費ですが、7,382万2,000円を計上しております。

右側の説明欄1、県立高等学校施設整備費の(1)高森高校環境整備事業ですが、これは、新規事業で、高森高校の漫画関連学科設置に伴う実習室の整備等に要する経費でございます。

3段目の県立高等学校実習資金特別会計繰出金ですが、1億628万7,000円を計上しております。

これは特別会計への繰出金でございます。17ページをお願いします。

熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

1段目の農業高等学校費ですが、2億4,182万7,000円を計上しております。

右側の説明欄1、農業高等学校実習費の(2)農業高等学校費(経常)は、農業関係高校における実習運営に要する経費でございます。

2段目の水産高等学校費ですが、1億4,739万9,000円を計上しております。

右側の説明欄1、水産高等学校実習費の(3)水産高等学校費(臨時)は、水産高校における実習船整備に要する経費でございます。

18ページをお願いします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金等貸付金ですが、7億2,432万3,000円を計上しております。

以上、一般会計、特別会計合わせまして、総額29億9,280万1,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料19ページをお願いいたします。

1段目の教育指導費でございますが、1億6,302万6,000円を計上しております。

右側の説明欄1の(2)ほほえみスクールライフ支援事業ですが、これは、特別支援学校及び高等学校の児童生徒に対する医療的ケアに要する経費でございます。

次に、(4)発達障がい等支援事業ですが、これは、発達障害等のある児童生徒への支援に要する経費でございます。

2段目の特別支援学校費でございますが、1億3,682万円を計上しております。

右側の説明欄1の(1)県立特別支援学校管

理運営費ですが、これは、新設3校及び新たに移転します天草支援学校高等部1校の運営に要する経費でございます。

以上、総額2億9,984万6,000円を計上しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○野崎学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

説明資料の20ページをお願いいたします。

1段目の教育指導費ですが、3億2,662万7,000円を計上しております。

右側の説明欄1、児童生徒の健全育成費の(3)スクールカウンセラー活用事業ですが、これは、いじめ、不登校、地震、豪雨災害等に係る児童生徒へ対応するためのスクールカウンセラーの配置に要する経費でございます。

(4)のスクールソーシャルワーカー活用事業でございますが、これは、いじめ、不登校、地震、豪雨災害等に係る児童生徒へ対応するためのスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費でございます。

2段目の保健体育総務費ですが、2億3,612万円を計上しております。

右側の説明欄1、学校保健給食振興費の(1)日本スポーツ振興センター事業でございますが、これは、学校管理下における災害共済給付に要する経費でございます。

以上、総額5億6,274万7,000円を計上しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○平江体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の21ページをお願いします。

1段目の保健体育総務費ですが、2億4,396万4,000円を計上しております。

右側の説明欄2、学校保健給食振興費の(1)県立学校における健康診断ですが、これ

は県立学校児童生徒及び教職員の健康診断に要する経費でございます。

次に、(2)学校医、学校歯科医、薬剤師等の設置ですが、これは、児童生徒等の健康保持、増進のための県立学校における学校医等の設置に要する経費でございます。

2段目の体育振興費ですが、3億3,688万2,000円を計上しております。

右側の説明欄1、学校体育振興費の(1)部活動指導員配置事業ですが、これは、部活動指導員の配置に要する経費でございます。

次に、2、社会体育振興費の(1)国民体育大会ですが、これは、国民体育大会への県選手団の派遣等に要する経費でございます。

(2)九州地区国民体育大会ですが、これは、令和4年度に本県で開催される九州地区国民体育大会の運営費補助及び県選手団の派遣等に要する経費でございます。

(3)くまもとワールドアスリート事業ですが、これは、国際大会で活躍する次世代トップアスリートの発掘、育成、強化に要する経費でございます。

22ページをお願いします。

体育施設費ですが、10億3,641万8,000円を計上しております。

右側の説明欄1、県営体育施設管理費の(1)運動公園管理運営費及び(2)県立総合体育館管理運営費ですが、県営体育施設6施設の指定管理委託等に要する経費でございます。

次に、2、県営体育施設整備費の(1)県営体育施設整備事業ですが、県営体育施設の計画的な改修等に要する経費でございます。

以上、総額16億1,726万4,000円を計上しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○竹中義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

教育指導費でございますが、右側の説明欄

1の(3)夜間中学整備事業ですが、これは、新規事業で、夜間中学設置に向けた準備に要する経費を計上するものでございます。

2の(2)学力向上対策事業ですが、これは、学力向上の推進及び県学力・学習状況調査の実施に要する経費を計上するものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

(8)英語検定チャレンジ事業ですが、これは、検定試験にチャレンジする生徒を支援するための受験料補助に要する経費を計上するものでございます。

(10)海外留学促進事業ですが、これは、州立モンタナ大学への高校生派遣及び海外留学する高校生に対する渡航経費の助成等に要する経費でございます。

(11)ALT活用促進事業ですが、これは、ALTの効果的な配置、活用による英語教育の充実に要する経費を計上するものでございます。

(13)低学年わくわく学習支援員配置事業ですが、これは、新規事業で、小学校低学年児童の学力向上を目的とした学習支援員の追加配置を行う市町村に対する助成でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

4の(1)学級経営等支援事業ですが、これは、学級経営や学力に課題を抱える学校への助言を行うアドバイザーの派遣に要する経費を計上するものでございます。

以上、総額4億5,477万4,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○須恵社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の26ページをお願いします。

社会教育総務費でございますが、9億2,519万4,000円を計上しております。

右側の説明欄2、地域・家庭教育力活性化

事業費の(1)「親の学び」推進事業ですが、これは、保護者の相談機会の充実や系統的な学習プログラムの普及啓発等に要する経費でございます。

次に、4、社会教育諸費の(5)青少年教育施設管理運営費ですが、県立天草青年の家など4つの青少年教育施設の指定管理に要する経費が3億1,107万3,000円、保全計画に基づく工事等に要する経費が2億7,035万6,000円でございます。

次に、27ページをお願いします。

図書館費でございますが、3億9,684万7,000円を計上しております。

右側の説明欄3、事業費の(4)「萩原朔太郎大全2022」に係る企画展の開催ですが、これは、新規事業でございます。全国各地の文学館において一斉に開催する企画展「萩原朔太郎大全2022」の開催に要する経費でございます。

以上、総額13億2,204万1,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

説明資料の28ページをお願いします。

1段目の教育指導費ですが、606万4,000円を計上しております。

右側の説明欄1、学校教育指導費の(2)各種人権教育研修事業ですが、これは、教職員の指導力の向上を図るための研修に要する経費及び新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別の未然防止対策に要する経費でございます。

次に、2段目の教育振興費ですが、1,377万9,000円を計上しております。

右側説明欄1、高等学校等進学奨励費の(1)高等学校等進学奨励事業ですが、これは、地域改善対策高等学校等奨学資金の返還事務に要する経費でございます。

次に、3段目の社会教育総務費ですが、1,392万9,000円を計上しております。

右側説明欄1、人権教育振興費の(1)熊本県子ども人権フェスティバル事業ですが、これは熊本県人権子ども集会の運営に要する経費でございます。

(2)人権教育促進事業等ですが、これは人権教育関係団体への事業費補助及び地域人権教育指導員研修等に要する経費でございます。

以上、総額3,377万2,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宮崎文化課長 文化課でございます。

説明資料の29ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定について御説明いたします。

県立美術館分館改修事業ですが、これは、県立美術館分館のエレベーター等に係る改修工事の事業期間を14か月程度確保するため、債務負担行為を設定するものでございます。

工事請負費及び委託料として2億1,284万2,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○東施設課長 施設課でございます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

1段目の熊本工業高校実習棟改築工事ですが、これは、熊本工業高校実習棟改築の第3期工事の工期を17か月程度確保するため、債務負担行為を設定するものでございます。

管理委託費及び工事請負費として11億3,366万6,000円を計上しております。

次に、2段目の小川工業高校実習棟改築工事ですが、これは、小川工業高校実習棟改築工事の工期を24か月程度確保する必要がある

ため、債務負担行為を設定するものでございます。

同じく、13億6,237万9,000円を計上しております。

次に、3段目の県立高等学校仮設校舎賃借ですが、これは、済々黌高校及び第一高校の長寿命化改修工事による校舎整備の完了までの間、仮設校舎の賃借が必要となり、入札手続及び使用期間を57か月程度確保するため、令和5年度から9年度まで債務負担行為を設定するものでございます。

使用料及び賃借料として6億8,152万1,000円を計上しております。

次に、4段目の県立高等学校空調設備整備事業ですが、これは、県立高校における空調関係経費の公費負担への移行に伴う未設置校舎への空調設置工事の工期を令和4年12月から10か月程度確保するため、債務負担行為を設定するものでございます。

管理委託費及び工事請負費として1億4,432万1,000円を計上しております。

次に、5段目の球磨支援学校整備事業ですが、これは、球磨支援学校移転整備工事の工期を23か月程度確保するため、債務負担行為を設定するものでございます。

同じく、19億699万9,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西尾教育総務局長 学校人事課でございます。

説明資料の31ページをお願いいたします。

第73号議案として、熊本県学校給食費等の管理に関する条例の制定について提案しております。

概要につきましては、33ページを御覧ください。

これは、学校給食費等につきまして、県の歳入歳出予算に計上し、県が徴収し及び管理

する公会計方式に移行するに当たり、必要な事項を定めるものでございます。

国において、学校における働き方改革を進めるため、学校給食費等の公会計化を推進していることに伴い、本県でも公会計方式に移行するものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日としております。

なお、開始前年度から、保護者への周知、口座振替登録等の準備行為が必要なため、条例の施行日の前年度の2月議会定例会において提案するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○須恵社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の34ページをお願いします。

第75号議案として、財産の減額貸付けについて御説明いたします。

本日は、右側の35ページ、条例等議案関係の概要に沿って説明させていただきます。

まず、1、提案の概要ですが、一般財団法人熊本県青年会館に対して減額貸付けしている県有地の貸付期間が、令和4年3月31日をもって満了することに伴い、更新を行うものです。

次に、2、貸付けの概要ですが、熊本市中央区水前寺3丁目に所在する土地で、一般財団法人熊本県青年会館に対し、現在、当該法人の建物の用地として県有地を貸し付けております。

次に、3、減額貸付けの理由ですが、当該法人が県内の青少年団体の育成や活動支援に係る事業等を行っており、その活動には公益性が認められることから、減額率65%の減額貸付けを行うものでございます。

次に、4、減額率の根拠でございますが、当該県有地に関し、県が、熊本市に対して、毎年、国有資産等所在市町村交付金を交付す

る必要があるため、この交付金の算定額、当該土地の固定資産評価額の1.4%と同額を、当該法人から貸付料として徴収するものであります。この額が本来の貸付料の35%になることから、65%の減額とするものです。

5、貸付期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までです。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重岡高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の36ページをお願いします。

第78号議案として、権利の放棄について提案しております。

これは、育英資金貸与金債権のうち、貸与の相手方と連帯保証人の破産により、今後回収の見込みがない2件について、地方自治法第96条第1項の規定による権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

概要につきましては、37ページを御覧ください。

放棄する権利は、2件を合計しまして、未償還元金135万2,938円、延滞利息1万9,939円でございます。

本件は、2件とも、貸与の相手方と連帯保証人に電話及び文書催告等により貸与金の回収努力を行ってまいりましたが、破産法による免責許可決定が確定したことから、今後貸与金の回収の見込みがないと判断し、権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西尾教育総務局長 学校人事課でございます。

お手元の説明資料、括弧書きで「令和3年度2月補正予算関係追号」と記載してある資料を御覧ください。

説明資料の2ページをお願いいたします。

教職員人事費ですが、1億8,292万6,000円を計上しております。

右側の説明欄1、管理運営費の(1)学校におけるクラスター発生防止対策事業は、小学校の教職員等に対する感染者の早期探知やクラスター発生防止及び濃厚接触者となった場合の自宅待機を早期に解除するための抗原検査に要する経費でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

繰越明許費補正の変更について御説明いたします。

教育費の教育総務費ですが、2億226万9,000円の設定額の増額変更をお願いしております。

これは、今増額補正をお願いしました学校におけるクラスター発生防止対策事業につきまして、感染拡大が落ち着くまで、当面の間抗原検査の継続実施が必要であり、年度内の執行が困難であるため、繰越しの設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくいたします。

○吉田孝平委員長 以上で教育委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いします。

それでは、質問はございませんか。

○岩田智子委員 今御説明があった抗原検査の件についてお伺いします。

クラスターなんかの発生を防止するということで、唾液でする抗原検査、各学校に全て渡してあるわけなのか。何かがあったときに、その使い方というか、それをちょっと教

えてください。

○西尾教育総務局長 今回の補正予算でございますが、改めて今学校のほうに要望調査をしておりますけれども、要望があったところについては追加で抗原検査キットを送付するというものでございます。使い方は従来と変わっておりません。

○岩田智子委員 分かりました。じゃあ、一応調査で希望があったところにはまた出すということですね。分かりました。ありがとうございました。

○坂田孝志委員 高校の空調のことです。これは、12ページと繰越しも関係しますかね。

空調は、本当にいい決断をしてもらったなと思って感謝しております。それで、確認ですが、各学校のPTAで次期整備に向けて積んでおられる積み金といいますか、基金といいますか、あれはどういう扱いになるんですかね。

○東施設課長 施設課でございます。

お尋ねの積立金でございますけれども、通常、空調設備の公費化という場合には、空調機器、それからもう一つは、今委員おっしゃった積立金、その2つが大きな要素になってくるかと思えます。

空調の公費化と申しますが、具体的には、空調に関する整備費、それから、更新費、維持管理費等を公費で負担させていただくということになるんですが、その前段階としてございますのが、今PTAで設置をなさっております空調機器を県に寄附いただくということがございます。

その機器の寄附というところを考えた際には、空調機器は各学校で状況が異なっております。具体的に申しますと、新しい機器があるかといえば、古い機器もございます。そこ

で、機器だけを寄附していただいた際の公平性というのを考えたときには、新しい機器はどうしても機器としての価値が高うございますが、古い機器は価値が低うございます。そこで、その公平性を担保するために、機器に加えて、その機器の更新のために積み立てられた積立金、そちらも併せて御寄附いただくというふうなことが、公平性を保つ方法として考えられるのではないかと考えております。

積立金は、機器の更新のために積み立てていらっしゃると思いますので、将来的にその機器の更新につながる積立金の使い方ということになりますので、機器とそれから積立金の併せての御寄附を御提案させていただいているところでございます。

○坂田孝志委員 そうかな。そういうことですかね。本来ならば、学校の、県立学校の施設だから、それを管理する側が設置しなきゃならないものですよ。それを、今まで保護者のPTAの方々の善意によって設置させていただいて教育環境を整えていただいたわけですね。そして、そこに新しいもの、古いものがあるって、それが不公平かな。新しいものは新しい、古いものは古い。そこに積んでいる基金まで取り上げるんですかね。返してあげなさいよ、それは。それでなくても、いろいろな学校、保護者負担はあるんですから。まあ、無償化とかになっていますけれども、いろいろな負担があるから。

何で積み立ててきた——管理運営、電気代をずっと今から見ると、ずっとメンテナンスも。じゃあ、基金、積んであるところ、積んでないところもありやしませんか。あるいは、その金額の大小も。それがかえって不公平じゃないですか。みんな、それは今の現状で譲り受けるんですから、古い機械、新しい機械もあるでしょう。それは、その状況だから、普通は学校を整備するのに、古く

なったら新しく付け替えにやならぬでしょう、トイレでも古いのは替える。学校の設置によって新しい学校、古い学校、様々あるでしょう。空調が新しいから、古いから、そこに不公平があるから積立金まで取り上げます、それはどうかね。保護者に返してあげたほうが公平じゃないのか。

○東施設課長 積立金もいろいろございますが、空調機器の更新のためにこれまで積み立てられてきた積立金については、今後のその機器の更新に使われるというところで、これまで各PTAの保護者の方々にも御説明がされてきていると思います。

そこで、一つの考え方として、先ほど申しましたように、空調機器とそれから積立金を併せてというところを御提案しておりますが、もちろん各学校で生徒数も違いますし、学校の規模が違ってまいりますと、その積立金の額というのも大小差がございます。そこは、学校の御事情で、可能な範囲でといたしますか、そこは既に、例えば、今、こちらに空調機器を寄附いただく際に、新しい機器に更新をしていただいて、それを県に寄附いただくという方法も考えられます。積立金を県に寄附いただくあるいはその空調機器を更新して県に頂く、そこは各PTAのほうの御判断に委ねたいと思っております。

また、積立金の寄附という点につきましては、そこは各PTAの御判断で、可能な範囲での御協力をお願いするという、そういうスタンスでございます。

○坂田孝志委員 強制でないなら救われるところでもあるでしょうが、本来学校が付けるべきことを、保護者のPTAの方々の善意によってこれまできたわけでしょうから、それが、今、新しいから、古いからといって、古いのはすぐ更新せんばから、積み立てたのは寄附していただきますと、考え方が間違

うとるもん。

以前に、何年前だったか、私の母校のところで、学校の教育環境が悪い、緑が少ないと、木を植えようと、同窓生がみんな募って木を植えるという計画を立てていました。何千万かプールした。それを、学校に植えようとして、その当時、施設課に話したら、そんなもの勝手に植えては困ると、これは県立学校で、公共の用地にそういうのを勝手にやっでは困る、どういうことかそれはと。卒業生が、OBが、在校生の、これからの子供たちのために、教育環境をするために緑を多くする。困ると言ったんだから。そして、こう言った。そんなもの必要ありませんと、学校施設だから教育委員会の費用で整備はしますと。何もならぬ金が、何もならぬじゃないけど、学校が単独で5,000万近く出ていったよ、それに。せっかくのそういう寄附を断って、はねのけて、木を植えるなど言ったんだから、勝手に公共物に。どういう考え方か。それとと真逆のような考え方じゃないか。善意でやったやつを、基金まで取り上げる。返してあげれば、そぎゃんとは。もしそこがどうしても御寄付というなら、それはもういいでしょうがね。今の現状で譲り受けますから、後は、熊本県として、教育委員会としっかり維持管理していきます、古くなったのは更新していきます、そういう姿勢でやるべきじゃなかつかい。

これまで、まず感謝せんばあかんばい、ありがとうございますと。それでもって何年間で、続いてきたんでしょうもん。それを、ここに改める。以前からおかしいなと思ってたが、やっと教育委員会考えてくれて、これには感謝しますよ。いや、よく決断したなと、冒頭言ったように。そこをもっと——何もPTAがそれはもう払わんちゃよかと言いはるわけじゃないと思うよ。みんな賢いというかな、善意の方で、もうそれはお使いくださいと言っているところも多いと思うが、県

の考え方として、自分たちでせんばんとば向こうにしてもろうただけん。物事のスタートというか、物の捉え方をちょっと、学校、教育、教諭す立場だから、よく言えば人の道として考えるべきじゃないのかなと感じますがな。野尾さん、どう思うね。

○野尾教育理事 坂田委員がおっしゃるとおりです。

私たちが、まず今回これについて検討してきましたのは、やはり平成30年に小中学校の空調の公費化が一斉に始まりました。そのとき、私、ちょうど局長でして、いわゆる県立学校をどうするかと、やっぱり議論になりました。そのときは、まだちょうど地震からの復旧、復興で、まだかなり工事とかが着手している時期だったので、じゃあ、しばらく1年、2年様子を見ようかということで、今回の県立高校の公費化という問題です。

おっしゃるように、私たちの考えというのは、取上げという考えではございませんし、この問題については、県立学校の高校のPTA連合会というのがあります。そちらのほうとも、理事会等で説明しながら、どうしようかと、会長さんとも打合わせしながら、どうやったら一番皆さんに御納得いただける方法は取れますかということをお話ししながら、また、県立高校の校長会、事務長会、このあたりとも打合せをしながら、おっしゃったように、保護者の方の大事に積み立てられてきたお金をどうしたが一番いいのか、どういう姿勢で私たちが受け入れた方がいいのか、ずっとここ3～4か月議論してきた次第です。

施設課長の言い方がちょっと誤解を招いたかもしれませんが、言っている趣旨は、坂田委員がおっしゃったように、PTAの方が大事に、歴代もう10何年積み立てられたお金もあります。4～5年積み上げられたお金もあります。それは、おっしゃるように、金額に



いろいろな幅がありまして、それをどうするかということ、先日、各校の校長から各PTA会長さんのほうに説明をさせていただきました。

その中では、おおむね御了解はいただいたのかなという今雰囲気にはなっております。しかし、私たちがやっぱりやらなきゃいけないのは、そういうふうに積み立てていただいたという感謝の気持ちと、しっかりとした今後の維持管理と説明をしっかりとやっていかなきゃいけないと思っています。

特に、財政状況厳しい折もありますが、やはりPTAが積み上げた浄財を、しっかり私たちは有効に使わなきゃいけないと思っていますし、感謝を持ってこの事業費はやっていかなきゃいけないと思っています。

先ほど出ました八代高校のあの植樹の問題については、説明ぶりがちょっと間違っていたと思います。そこは、やはり同窓会のお気持ちを受け止めて、いや、これは一応こういうことでこういう手続が必要ですので、ちょっとお時間頂けんでしょうかという言い方をすればよかったですでしょうけれども、それが何か許可みたいに、駄目だとか、申請が要るとか、そういう伝え方がちょっとまずかったのかなと思っています。

その点は、各校、私たちのほうから、今後は注意をして、もっと同窓会に寄り添った対応をさせていこうと思いますし、PTAの方たちにしっかりと寄り添ってやっていこうと思いますので、その点御理解いただきたいと思っています。

私からは以上でございます。

○坂田孝志委員 よく昔の話を覚えていたね。

○野尾教育理事 はい。

○坂田孝志委員 まあ、親御さんたちは、我

が子を学校に預けていますから、少々の負担ならと思っているでしょうけれども、こういうコロナ禍の状況をいろいろ考えてみた場合、それは少しでも手元に――役員の人たちは、それはよか顔さるるばい。ああ、もうよかてばいと。一般の親御さんから見れば、これはちょっとでも戻ってきたがよかかもしれぬばい、そぎゃんとは。

よくよくお話しされて、下々の声も聞いて、みんながいい方向に教育環境を整えることはありがたいことですよ。まあ、そんなふうに進めていただきたいと思いますね。方向性としては多といたします。今後ともよろしく。学校施設整備については、よろしくお願ひしたいと思います。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 20ページ、学校安全・安心推進課さんの説明の教育指導費の中の(3)と(4)のスクールカウンセラーの配置とスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費についてですが、昨年度と比較してどうなのかということ、配置の状況を簡単でいいので教えていただけますでしょうか。

○野崎学校安全・安心推進課長 昨年度との比較につきましては、相談時間ベースでお話ししたほうが分かりやすいかと思っておりますので、時間ベースでお話しさせていただきたいと思いますが、昨年度のスクールカウンセラーにつきましては、156時間増加をしているということになります。時間的に言いますと、週3時間を1年間、1校に充てるのが大体105時間になりますので、基準とすると、もしくは週3時間を2回掛けるの35時間で計算をしていきますので、大体1人分から2人分ぐらいの予算を頂いているのではないかとこのように思っております。

これにつきましては、地震分と豪雨分につ

きましては、年々国からの補助が下がってまいりますので、下がっていくというふうな計算をしておりますけれども、その部分も含めたところで増加をしていただいているということで、トータルで156時間増加をしております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、624時間の増加ということで、その時間分だけ増やしていただいているという状況になっております。

配置につきましては、基本的には、今年度配置をさせていただきましたので、今年度をベースに継続した形で、そして、特に配置が必要な部分については重点的にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

このスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、何かこの(3)、(4)では同じような位置づけなんですけれども、私の認識では、スクールカウンセラーさんは、心のケアだとか精神的な負担を軽くするお役目、そして、スクールソーシャルワーカーさんは、どちらかといえば問題解決のために連携をしていただくという認識でおります。違ったら後でまたお示しいただきたいんですけれども、教育長の最初の事業概要の説明の中にも、この2つを活用とありました。私は、逆に充実というのが必要じゃないかというふうに思っています。

といいますのが、先議のときにもちょっと質問させていただきました、退職金や給与の減額が大きいんじゃないかという話、これは私の質問の仕方も悪かったので反省なんですけれども、あの後学校人事課さんから説明をいただきました。

その中で、いわゆる予算編成時よりも臨時的任用職員数が減少して、未補充、いわゆる個々に臨時職員を補充しないといけないんだ

けれども、補充ができなかったという減額も3億円以上ぐらいあるという話でした。

ということは、現場の先生方は、それだけやっぱり苦勞されているはずなんですよ。もちろん、皆さん方承知の上でしょうけれども。そこで、このSC、SSWの話になるんですけれども、もう少し、一般質問でもあったように、学校の先生の成り手が少ない、倍率も減る一方、どうもやっぱり生徒たちは、じゃんじゃん成長もしてくるわけですから、対応するかという、一つはこのSCさんとSSWさんをもっともっと活用、充実することが必要なんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺はどうでしょう。

○野崎学校安全・安心推進課長 長期欠席者ですとかいう対策につきましても、やはりSSWもしくはSC等の外部専門家の力も借りるよというということで、今、教育委員会としても指標を立ててやっております。ですので、そういう方々に入らせていただいて教育のお手伝いをしていただくというのは、とても大切じゃないかなというふうに考えております。

ただ、活用の仕方につきましても、やはり工夫が必要ではないかなと。全てその時間を委ねるということではなく、やはり一緒にそこに入ってもらって話をさせていただく、全てを委ねるということじゃなく、学校のほうもやっぱり組織として取り組んでいくという必要があると思いますので、その辺も含めたところで今後進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

なかなか今までの決まり、経過もあるので、一概にはできないと思うんですけれども、やはり担任の先生、副担任の先生、いじめ、様々我々も現場からのお話を聞きますけ

れども、やっぱり先生方だけ——もちろん、今もされていらっしゃるんでしょうけれども、先生方だけではとても解決できないような話、やっぱり先生方のケアも必要な事案も私も何件かあります。

そういう意味では、この予算をもっともっと充実をして、何ていうのかな、先生と同じく常駐というイメージも私はいいぐらいだと思わすけけれども、とにかく複数の目で、以前から私は言うように、複数の目でいろんな事案に対応できるようなふだんからの体制強化というのは必要じゃないかなと思いますので、そういう意味でもしっかり充実をしていただきたいなと思っています。よろしくお願ひします。

○吉田孝平委員長 ほかにございませぬか。

○岩本浩治委員 20ページの学校安全・安心推進課から、せんだってヤングケアラーの実態調査が来まして、中高生が家族を見ているというのがこんなに多いのかというのが分かってきたんですね。

そして、その中で、先ほど前田委員からありましたように、スクールカウンセラーとかスクールロイヤーとか、そういう今後の支援策はどう考えていかれているのかをちょっとお聞きしたいなということでございます。

○野崎学校安全・安心推進課長 先日、子ども家庭福祉課と一緒に実施をいたしましたアンケートから、ヤングケアラーについては、やっぱり一定数本県にも存在するんじゃないかというのが分かりました。

今後、一緒に連携をしていきながらやっていくことになると思いますが、学校としましては、まず、教職員、そして児童生徒に対して、このヤングケアラーに対する認識をまずはしっかりしていくということが重要ではないかというふうに考えております。

そしてまた、SC、SSWがカウンセリング等に当たっていただきますので、ここの連携、そして学校の支援体制、これを、規模とか学校の地域性によると思いますが、その辺を含めたところでの支援体制を今後しっかり固めていき、そして福祉部局との連携を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○岩本浩治委員 分かりました。

十分、教育長の御説明にありましたように、やはり学力向上にも影響してきますし、不登校につながっていく可能性も出てくると、そんな感じがしますので、やはりぜひ、実態調査を見ましてこんなに多いのかなと思った次第でございますので、今後の支援策を十分に検討していただければと思います。

以上です。

○岩田智子委員 お二人からも今言われましたけれども、私も、このスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方々が動かれて、子供たちが健やかな成長をする現場をやっぱりいろいろとお聞きしています。

今回、いっぱい時間も増えたようなので、とてもよかったなと思う反面、やっぱり地方のスクールカウンセラー、例えば人吉、球磨とか、移動距離が物すごく多くて、なかなかやっぱりその時間内に収まらないというか、そういうところもすごく聞いていて、充実を今回はされるので、本当に活用をしっかりとっていただきたいという要望が1つと、スクールロイヤーに関してですけれども、これまでスクールロイヤーを利用するという、そういう例は何件ぐらいあったんでしょうか。

○野崎学校安全・安心推進課長 昨年度半年間とそして今年始めて1年半になりますが、実績とすれば、昨年度よりも多い実績になっ

ております。詳しい数につきましては、また後ほど先生のほうにお届けしたいというふうに思います。

以上です。

○岩田智子委員 そういふ外部のやっぱりいろんな知識を持っている——学校の先生って意外と法律に疎いところもあるので、やっぱりそういうきちんとした、いろんなものを知っている方がそこにいらっしゃるということはとても重要なことだと思っているので、よろしくお願ひします。後で数はよろしくお願ひします。

それと、義務教育課のほうにお尋ねなんですけれども、低学年わくわく学習支援員配置事業ということで、追加配置をするという、そこで、市町村が決めたのに助成をするという形なんですけれども、例えばそのわくわく学習支援員というのは、今までもあった支援員のような、学級に副担任みたいに就くような先生のことでしょうか。

○竹中義務教育課長 義務教育課でございます。

今委員御指摘のとおり、こちらの学習支援員とは、いわゆる通常学級において児童生徒の学習指導の支援に従事する方を指しております。

○岩田智子委員 ということは、今までよりも増えるということですね。

○竹中義務教育課長 今回、この新規事業の目的は、小学校低学年における学力の差がその後の学力の差の拡大に大きく影響しているとの課題が指摘されていることから、小学校低学年の児童生徒一人一人の学習に寄り添う方の人件費等に対して助成するものでございます。

○岩田智子委員 分かりました。

もう1つ、児童生徒の健全育成として、学級経営や学力に課題を抱える学校への助言を行うアドバイザーの派遣というのがありますよね。そのアドバイザーというのは、どんな方になるんですか。

○竹中義務教育課長 こちらの学級経営等アドバイザーの方については、退職された校長先生となっております。特に、学級経営に苦勞されている担任の先生の方へのアドバイスに加えて、学校組織としてそのような先生をサポートすることも必要ですから、管理職に対する助言というものも行ってまいりますので、校長経験者を任用しているところでございます。

○岩田智子委員 うまくいくととてもいいのですけれども、そこだけっておきます。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 18ページ、高校教育課さんの育英資金の貸付けに関してですけれども、1億3,800万円の減額、当初で。これは、いろんな支援策もあり、就学支援金も充実して、ほかに何か理由がございますか。

○重岡高校教育課長 前田委員御指摘のとおり、これまでも過去の利用者人数の実績等を勘案しまして、予算のほうは待ち受けで対応してきておりますが、近年、特に令和元年度からのいわゆる就学支援金制度で、私立高校の授業料等の負担軽減がさらに進んでおります。そういったところもございまして、あと、経済的に困難な方へのいわゆる奨学のための給付金制度、そういったところの制度も充実しているような状況もありまして、これまでの実態ベースに応じて予算のほうを少し減額

して対応させていただいたところでございます。

○前田憲秀委員 大体そういう背景かなとは思っておりました。

ただ、学びたいんだけども経済的理由で諦めるとか、そういうことが絶対にないように、こういう制度がありますよという周知だけはしっかりと行っていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございせんか。

○高木健次委員 16ページなんですけれども、重岡課長のところですが、高森高校の環境整備で、漫画学科ですね。

今日の新聞でしたかね、高森町が予算化したということで大きく取り上げておられました、非常にこれは県立高校の魅力化事業に直結するものだというふうに思っておりますが、これは目玉というよりも画期的な取組じゃないのかなと。

全国でも初めてということで、大変そういうことで期待をしておりますけれども、近年、本当に漫画に対する、子供から大人まで大変関心が深いという状況ですから、いい取組かなというふうに思っておりますけれども、ただ、高森高校の今の現状は、普通科等があると思っておりますけれども、その辺の何かすり合わせといいますかね、その辺も大事になってくるのかなという感じがいたしますけれども、とにかく全国からですから、どこから応募があるか、志願があるか分からないという状況もあるんですね。

熊本で高森町といったら、どちらかというと県北、1校じゃなくて2校でもあってもいいんじゃないのかなという感じもしますよね。県南のほうにもという感じがしますけれど

も、この取組について、重岡課長の意気込みも含めて、ちょっと状況の説明を聞かせていただければと思います。

○重岡高校教育課長 高木委員、御指摘ありがとうございます。

高森高校につきましては、全国初の県立高校の漫画関連学科の設置ということで、学科名につきましては、明日予定をしております定例教育委員会のほうで学科名は正式に決定をさせていただいて、1年間生徒募集広報の期間がございます。この1年間、県内、県北から県南までかけて、しっかりとこの漫画学科の魅力、それとあとコアミックス社の全面的なバックアップ、それと高森町の支援、それを踏まえまして、県内広くから生徒を集め、さらに県外からも生徒が来れるように、しっかりと広報活動に次年度の1年間取り組みまして、ぜひ、高森高校の活性化、町の活性化につながるような魅力化につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○高木健次委員 大変課長の言われることが、これから高校の魅力化につながるということに一生懸命努力してほしいと思っておりますが、普通科関係、この辺の状況というのは、ここができることによって、その辺の変化というものは出てきますか。

○重岡高校教育課長 高森高校は、現在1学年80人で、普通科2クラスで募集をしております。この1クラスを、いわゆるこの漫画関連学科に変えまして、もう1クラスは、普通科をそのまま維持しながら、今現在高森町のほうと連携をしたグローバル探求ということで、高森高校は、普通科の学びに地域課題を地域と一緒に探求していくような取組を進めておられます。

ですので、普通科のそういう学びのほう

は、あともう1クラスのほうにしっかりと残しながら、高森町の地域課題を、県内の大学等とも連携をしたさらに高度で専門的な普通科の学びと、そしてこの漫画関連学科ということで、これは大学は美術科になりますので、そういったプロの漫画家をぜひ現役から出せるような、そういった普通科の学びを充実させていきたいと思っております。

○高木健次委員 漫画科、正式名はまだはっきりしてないということですが、非常に画期的なもので、やっぱり全寮制みたいな形になるんじゃないのかなという感じがしますよね。ですから、この辺は非常に関係団体、特に高森町とも一生懸命いろいろな連携を組みながら協議をされて、本当に地域からも喜ばれる、地域から親しまれるというような高校、学科にしていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

そのまま、採決、あと報告等がございますので、通して行いたいと思います。

説明員の入替えのため、ここで5分間休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後0時0分開議

○吉田孝平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第40号、第44号、第47号、第73号から第75号まで、第78号及び第80号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第40号外7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号外7件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○西村総務課長 総務課です。

熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御報告いたします。

その他報告事項の資料1ページから3ページになります。

本件につきましては、警察本部が所管する熊本県公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例及び熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例を含め、県の条例を一括して改正予定であり、総務常任委員会において審議されることから、報告事項としております。

この条例で、公安委員または警察職員がサービスの宣誓を行うに際し、知事または警察本部長等の面前において宣誓書に署名することとなっていたところを、面前及び署名に係る規定を廃止し、宣誓書を提出することと改正し

たものです。

施行日につきましては、公布の日となっております。

以上でございます。

○二子石生活安全企画課長 生活安全企画課  
でございます。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の  
制定について報告いたします。

その他報告事項の説明資料の4ページを御  
覧いただきたいと思っております。

令和4年4月1日、地方公共団体の手数料の  
標準に関する政令の一部を改正する政令が  
施行されまして、銃砲刀剣類所持許可証の書  
換え申請手数料の標準額が1,800円から1,600  
円に減額されます。

地方自治法では、手数料を全国的に統一し  
て定めることが特に必要なものとして政令で  
定める事務については、政令で定める金額の  
手数料を徴収することを標準として条例を定  
めなければならないと規定されております。

このため、熊本県手数料条例に規定されて  
おります銃砲刀剣類所持許可証の書換え申請  
に関する手数料額を改定する必要となりました  
ことから、現行の1,800円から1,600円に改  
定するものでございます。

なお、本条例の議案につきましては、知事  
部局、財政課から提出されます。

以上でございます。

○金子参事官 運転免許課関係でございま  
す。

私からは、引き続き同条例の運転免許関係  
を御説明いたします。

引き続き、説明資料の5ページを御覧くだ  
さい。

今回の改正は、運転免許関係手数料額の標  
準を定めた道路交通法施行令の一部改正に伴  
いまして、手数料条例の規定を整備するもの  
です。

主な改正内容は、令和4年5月13日に施行  
されます改正道路交通法により新たに規定さ  
れたものに手数料を新設するほか、政令の改  
正内容に準じて手数料の額や区分などを改正  
するものです。

まず、2の(1)の新たに手数料を設けるも  
のから御説明します。

今回の改正に当たり、運転技能検査手数料  
と若年運転者講習手数料を新設します。

運転技能検査については、75歳以上の高齢  
運転者が免許更新をする際に、過去3年間に  
信号無視など一定の違反があった場合に、こ  
の運転技能検査の受験を義務づけるもので  
す。

手数料は3,550円です。

若年運転者講習については、大型免許や第  
二種免許の受験資格の緩和に伴うものです。

これまでは、大型免許や第二種免許の受験  
資格は、21歳以上、普通免許等の保有歴3年  
以上となっておりますが、今後は、特別な  
講習を受けた方は、19歳以上、普通免許等の  
保有歴1年に緩和されます。

ただし、この方法で大型免許や第二種免許  
の免許を取得した場合、21歳になるまでは若  
年運転者期間とみなされ、この間に交通違反  
の点数が合計3点以上になるなどの基準に該  
当に達した場合、この若年運転者講習の受講  
を義務づけるものです。

手数料は、講習1時間につき2,250円で  
す。

次に、(2)の手数料の額を改正するもので  
す。

今回の改正で、政令により標準額が改めら  
れました認知機能検査手数料と認知機能検査  
員講習手数料を、お手元の資料に記載のとおり、  
改正することとしております。

次に、(3)の手数料の区分を見直すもので  
す。

70歳以上の方が免許更新する際は、高齢者  
講習の受講が義務づけられております。現

在、高齢者講習は、実車講習ありの中に3つの区分、実車講習なしの中に3つの区分で、全体で6つの区分ですが、今後は大きく分けて2つの区分に見直されます。

手数料は、今後、実車講習ありの2時間講習については6,450円、実車講習なしの1時間講習は2,900円となっております。

実車講習のあり、なしについては、免許の種類で決まります。新制度では、自動二輪、原付、大型特殊、小型特殊のみの方は、実車講習なしの1時間講習、その他の方は、実車講習ありの2時間講習となります。

これに合わせて、高齢者講習と同等の効力を持ちます特定任意高齢者講習手数料についても、同様に改正を行っております。

最後に、手数料の対象を追加するものです。

先ほど申しあげました若年運転者講習、この対象受講者に、受講対象者に対する通知手数料を新たに追加します。手数料等に変化はございません。

以上が熊本県手数料条例の一部を改正する条例の主な内容となります。

なお、本改正に伴う手数料に関する規定は、改正道路交通法の施行と合わせまして、令和4年5月13日に施行することとしています。

また、今回の熊本県手数料条例の一部改正に伴い、熊本県収入証紙条例も所要の改正を行っております。

以上でございます。

○重岡高校教育課長 高校教育課でございます。

スクール・ミッション(最終案)の策定について御報告をいたします。

別添資料、1枚めくっていただきまして、上段枠囲みの中を御覧ください。

昨年の9月御報告以後も、各学校においては、学校運営協議会をはじめ、職員や生徒と

の意見交換を実施するなど、スクール・ミッション(最終案)の決定に向けて協議を重ねてまいりました。

また、本課としましても、学校とのやり取りを踏まえまして、その内容をさらに丁寧に加筆してきたところでございます。

今回、スクール・ミッション(最終案)として、別冊のとおり、御報告をいたします。

このスクール・ミッション(最終案)につきましては、明日開催されます3月定例教育委員会におきまして、審議決定後、各学校で定めたスクールポリシーと併せて公表をする予定でございます。

高校教育課からの報告は以上でございます。

○竹中義務教育課長 義務教育課でございます。

令和4年度の当初予算案に経費を計上している夜間中学整備事業に関して、昨年11月に熊本市と合同で実施したアンケート調査等を踏まえ、夜間中学設置に関する基本的な考え方を取りまとめましたので、御報告いたします。

資料2ページをお願いいたします。

1、経緯についてでございます。

令和元年11月、子供の貧困対策に関する大綱において、全ての都道府県に少なくとも1つの夜間中学が設置されるようとするなどが示され、閣議決定されました。

また、本県では、昨年11月に熊本市と合同で行ったニーズ調査の結果、回答者139名のうち108名が夜間中学で勉強したいとの回答がありました。

また、夜間中学で勉強したいと答えた方の居住地は、熊本市内を含む県央が55%と最も多かったものの、県内に広くニーズがあることが分かりました。

この結果等を踏まえ、夜間中学設置についての基本的な考え方が、3ページ、2、設置



についてでございます。

(1)設置主体ですが、蒲島県政の誰一人取り残さないという方針を踏まえ、さらには、ニーズ調査結果において県内に広く希望される方がいることから、設置主体は県としたいと考えております。

次に、(2)設置場所ですが、ニーズ調査結果において、希望される方が熊本市とその周辺に最も多く居住されていることから、通学の利便性に優れていることや定時制のノウハウがあること、さらには、県有財産の有効利用が可能であること等を総合的に判断し、熊本市所在の湧心館高等学校内を有力候補と考えております。

(3)開校時期ですが、他県の事例等を踏まえ、少なくとも2年程度の準備期間が必要であることから、令和6年4月の開校を目指したいと考えております。

(4)熊本市との連携、役割分担等についてですが、熊本市とはこれまでもアンケート調査等連携協力しながら取り組んでいること、また、夜間中学の所在地となる見込みであることなどを踏まえ、設置運営に当たっては、引き続き熊本市と十分連携することとし、具体的な役割分担等については、今後協議を進めていきたいと考えております。

最後に、3、今後の主なスケジュールについてですが、令和4年度は、基本方針等の基本構想策定のほか、施設整備の準備、夜間中学の周知、広報活動を行ってまいります。

令和5年度には、施設整備をはじめ、教育課程の作成や生徒募集等を行い、令和6年4月の開校を目指したいと考えております。

以上でございます。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○坂田孝志委員 今の夜間中学ですが、本当

に、いろいろ検討されておりますね。ほかの進んでいるところもありますが、早い決断だったなと思っておりまして、それも評価したいと思います。

ちょっと心配しているのは、今でさえも教員が足りないのに、2年先とはいえ、教員の確保を非常に心配しとるんです。今後計画されるわけでしょうから、そこについてはどんなに考えているのか、ちょっとお尋ねしとこうかなと思って。

○竹中義務教育課長 今委員御指摘の教員の確保については、大きな課題と考えております。

ここは、今現在も連携、協議をしております熊本市とも十分御相談をして、どのような在り方がいいのか、今後しっかり検討してまいります。

○坂田孝志委員 当然、中学校の教員免許資格を持っている人が教壇に立って教えられるでしょうからですね。中学校も足らぬし、いろいろありますから、十分また教育委員会であるいは熊本市とも協議して頑張ってください。非常にいいことだと思います。

○前田憲秀委員 夜間中学は、本当に私も感謝をいたします。頑張っていたきたいと思います。

先ほど坂田先生が言われた教員の件ですけれども、私も全く同感で、ニーズ調査の中では外国人は意外に少なかったんですけれども、私の感触では、意外に外国人で開校になったら希望者が多くなってくるんじゃないかという感覚を持っております。

そういったときは、まあ、ぺらぺらじゃなくても、英語での片言の意思疎通も必要かなと思うんですけれども、そこら辺も配慮はあるんでしょうか、その教員補充の部分で。

○竹中義務教育課長 こちら、夜間中学に入学される方は、国籍等いろいろな事情を抱えていらっしゃる方が入学してくることが予想されますので、そのような方たちの学びを十分保障できるよう、教員の能力等についてもしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○前田憲秀委員 よろしくお願ひします。

もう1点ですけれども、最後の5ページに他県の事例が載っているんですけども、県独自でやっているところもあれば、政令市または一般市で取り組んでいる、検討中とあります。その差もどうなのかなとも思うんですけども、先ほどの説明では、蒲島知事が誰一人取り残さないという方針で、県単位でやるということで、それは私も支持をさせていただきます。

そして、熊本市との連携、熊本市中心部が一番多いということだったので、これからどうなんでしょうか、定期的に意見交換会だとか打合せ、そういったのはやっていく計画があるんですかね。

○竹中義務教育課長 熊本市とは、昨年11月に行ったニーズ調査も合同で実施しておりますし、今現在も、熊本市教育委員会をはじめ、こちら知事部局の関係課とその関係者が一堂に会した事務局内部のワーキンググループというものは定期的には開催しているところですので、そこでしっかりと関係部局との連携を図りながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。しっかり連携をして、いいものをつくり上げていただきたいと思います。頑張ってください。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和3年度教育警察常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から取組が進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部と協議をし、当委員会としては、11項目の取組を上げた案を作成いたしました。

ここに上げた項目は、いずれも委員会審議により取組が進んだあるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等を行ってまいります。これらの項目を特に具体的な取組が進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして、何か御意見等はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 では、この案でホームページへ掲載したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、文言の整理、修正等があった場合は、委員長一任ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かございませんか。

○岩田智子委員 5歳から11歳までのコロナワクチンの接種が始まるのですが、多分集団接種はやめましようみたいな問題も出てきていて、やっぱり受ける子、受けない子、保護者の考えとかいろいろあるので、学校での集団接種とかはあるんですかね、ちょっとそれを。もし、あれば、文科省の通知にあるように、しっかり教員の仕事は何なのかを整理をしていただいくこととか、子供たちが受ける、受けないで差別やいろんなことを起こさないようにということに気をつけていただきたいという要望でございます。よろしくお願ひします。

○吉田孝平委員長 要望でよろしいですか。

○岩田智子委員 はい、要望でいいです。

○吉田孝平委員長 ほかにございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第7回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午後0時19分閉会

○吉田孝平委員長 なお、執行部において、本年3月末をもって退職される方が、本日5名出席されております。5名の方々に、一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますので、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 まずは、警察本部・山川生活安全部長から願ひします。

（山川生活安全部長～荒木警備第一課長の順に挨拶）

○吉田孝平委員長 お疲れさまでございました。

それでは、最後でございますので、私のほうから一言御挨拶を申し上げます。

1年間、中村副委員長をはじめとしまして、委員各位の御協力をいただきながら委員会の活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれましては、県政が抱える重要な諸問題につきまして、熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

山口警察本部長、古閑教育長をはじめ、執行部の皆様におかれましては、常に丁寧な御説明、答弁をいただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。

また、3月をもって勇退される方におかれましては、長い間県政に携わっていただきまして、大変御苦労さまでございました。

今後とも、県政発展のため、変わらぬお力添えをいただきますようよろしく願ひ申し上げます。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げます、簡単でございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

次に、中村副委員長からも一言願ひします。

○中村亮彦副委員長 それでは、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、吉田委員長の下で副委員長を務めさせていただきました。

このように、今日に至るまで、この委員会が円滑に、スムーズに開催ができましたこと、このことにつきましては、委員各位に深い御理解と御協力をいただいたそのたまものだというふうに思っております。ここに改めて感謝申し上げたいというふうに思います。

また、執行部の皆様方におかれましては、常に丁寧に、そして真摯に御対応いただきまして、本当にありがとうございました。ここにも改めてお礼を申し上げたいというふうに思います。

これからの教育行政、そして警察行政の充  
実、このことが皆様方のこれからの御活躍に  
つながり、そして、そのことがまたさらにこ  
の本県熊本県の未来の発展につながりますこ  
と、このことを心から御祈念申し上げまし  
て、御挨拶に代えたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○吉田孝平委員長 以上で終了いたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。あ  
りがとうございました。

午後0時24分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長